

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：松山市簡易水道事業会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和28年7月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名*	松山市公営企業局	職員数* (H19. 4. 1現在)	9 (適6 非3)
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	70円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	571 (適451 非120)
累積欠損金 (百万円)	3	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.714 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	10.0 (H18)
		経常収支比率* (%)	85.1 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年1月1日 合併前市町村：松山市、北条市、中島町] 【平成21年度・会計統合による内容の変更】 平成20年4月1日に松山市簡易水道特別会計が法適用化されたことに伴い、同会計を松山市簡易水道事業会計へ引継し、今後は企業会計のみで簡易水道事業を運営することとしたため。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	松山市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	松山市公営企業管理者 渡邊 滋夫
既存計画との関係	・松山市公営企業局集中改革プラン（平成17年度～平成21年度） ・新行政改革大綱第三次実施計画（平成19年度～平成21年度）
公表の方法等	・松山市HP、広報まつやま ・平成20年3月議会都市企業委員会にて本計画について説明
基本方針	法適用の簡易水道事業は、平成17年1月1日の市町合併から経営を始めたが、スケールメリットが働かない事業であるため、今後の経営において、具体的な効果が見込める「経営健全化計画」の策定は困難である。そこで、簡易水道事業の現状と課題を再認識することを主たる目的とするとともに、合併前の既存の事業計画見直しを健全化策の一つとして捉え、平成23年度までの「経営健全化計画」を策定する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			34	34
	補償金免除額			5	5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				0

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度末残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業（法適用）	13,717		6,461	20,178
	簡易水道事業（法非適用）			27,718	27,718
					0
					0
合 計 (A)		13,717	0	34,179	47,896
※ 一 般 会 計 の う ち （ 再 掲 ）					0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		13,717	0	34,179	47,896

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成21年度末残高）	年利7%以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債					0
					0
					0
					0
合 計 (A)		0	0	0	0
※ 一 般 会 計 の う ち （ 再 掲 ）					0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成20年度9月期残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度9月期残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債					0
					0
					0
					0
合 計 (A)		0	0	0	0
※ 一 般 会 計 の う ち （ 再 掲 ）					0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・地理的に立地条件に恵まれず、スケールメリットが働かない事業であり、このため、「受益者負担の原則」と「独立採算性の原則」を貫いて経営していくことは困難である。 ・他都市の法適簡水と平成17年度決算ベースと比較すると、本市の法適簡水の「供給単価」は全国平均の約1.8倍、「給水原価」は全国平均の約3.9倍であり、「料金回収率」は全国平均の半分以下という状況である。また「職員一人当たり給水人口」は、全国平均の1,853人に対し、本市は、給水区域が人口密度の低い島嶼部や山間部に広く分散しているため1,041人となっており、労働生産性は低い。また「一人一日平均有収水量」は、全国平均が299リットルであるのに対し、本市は、簡易水道の大部分が島嶼部であることから、ライフスタイルの違いにより156リットルと極端に少なくなっている。以上のように、本市の法適簡水は、不採算性を抱える事業である。 ・「有収水量1m³当たり支払利息」や「自己資本構成比率」は全国平均よりも良好であるが、これは、島嶼部の簡水に対する国庫補助や辺地・過疎債による出資などの財政措置が手厚いためである。 ・「有形固定資産減価償却率」を見てみると、本市は39.5%と全国平均に比べ高い率を示しており、施設の老朽化が進んでいる。 										
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 734 628 1029">課題 ①</td> <td data-bbox="628 734 1474 1029"> 施設の老朽化と水質問題 <ul style="list-style-type: none"> ・本市の法適簡水は、平成17年1月1日の市町合併から経営しているが、合併により引き継いだ簡易水道施設は総じて老朽化が著しく、「安全・安心」という水道事業の使命を果たしていくことができる状況にはなく、早急に根本的な施設整備改良が必要である。あわせて、一部の簡水においては、水道水に含まれる窒素の値が基準値を超えるような状況にあり、水質改善は喫緊の課題である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1029 628 1197">課題 ②</td> <td data-bbox="628 1029 1474 1197"> 地理的条件による非効率な運営 <ul style="list-style-type: none"> ・合併時においては、中島地区の簡易水道は6つの島ごとに分散されているうえ、中島本島においても5つの簡易水道に分散されており、また、北条地区も、9つの簡易水道が山間部に分散していた。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1197 628 1365">課題 ③</td> <td data-bbox="628 1197 1474 1365"> 給与水準の適正合理化 <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政がますます深刻化している中で総人件費改革が求められていることを考慮すれば、行財政改革を引き続き積極的に推進し、総人件費を抑制する必要がある。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1365 628 1533">課題 ④</td> <td data-bbox="628 1365 1474 1533"> 一般会計繰出金の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の現況から基準外の繰出しが多くなることはある程度止むを得ないが、合併前は、収支不足額についてその全額が基準外として繰り出されており、効率化のインセンティブが働かない状況であった。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1533 628 1678">課題 ⑤</td> <td data-bbox="628 1533 1474 1678"></td> </tr> </table>	課題 ①	施設の老朽化と水質問題 <ul style="list-style-type: none"> ・本市の法適簡水は、平成17年1月1日の市町合併から経営しているが、合併により引き継いだ簡易水道施設は総じて老朽化が著しく、「安全・安心」という水道事業の使命を果たしていくことができる状況にはなく、早急に根本的な施設整備改良が必要である。あわせて、一部の簡水においては、水道水に含まれる窒素の値が基準値を超えるような状況にあり、水質改善は喫緊の課題である。 	課題 ②	地理的条件による非効率な運営 <ul style="list-style-type: none"> ・合併時においては、中島地区の簡易水道は6つの島ごとに分散されているうえ、中島本島においても5つの簡易水道に分散されており、また、北条地区も、9つの簡易水道が山間部に分散していた。 	課題 ③	給与水準の適正合理化 <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政がますます深刻化している中で総人件費改革が求められていることを考慮すれば、行財政改革を引き続き積極的に推進し、総人件費を抑制する必要がある。 	課題 ④	一般会計繰出金の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の現況から基準外の繰出しが多くなることはある程度止むを得ないが、合併前は、収支不足額についてその全額が基準外として繰り出されており、効率化のインセンティブが働かない状況であった。 	課題 ⑤	
課題 ①	施設の老朽化と水質問題 <ul style="list-style-type: none"> ・本市の法適簡水は、平成17年1月1日の市町合併から経営しているが、合併により引き継いだ簡易水道施設は総じて老朽化が著しく、「安全・安心」という水道事業の使命を果たしていくことができる状況にはなく、早急に根本的な施設整備改良が必要である。あわせて、一部の簡水においては、水道水に含まれる窒素の値が基準値を超えるような状況にあり、水質改善は喫緊の課題である。 										
課題 ②	地理的条件による非効率な運営 <ul style="list-style-type: none"> ・合併時においては、中島地区の簡易水道は6つの島ごとに分散されているうえ、中島本島においても5つの簡易水道に分散されており、また、北条地区も、9つの簡易水道が山間部に分散していた。 										
課題 ③	給与水準の適正合理化 <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政がますます深刻化している中で総人件費改革が求められていることを考慮すれば、行財政改革を引き続き積極的に推進し、総人件費を抑制する必要がある。 										
課題 ④	一般会計繰出金の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の現況から基準外の繰出しが多くなることはある程度止むを得ないが、合併前は、収支不足額についてその全額が基準外として繰り出されており、効率化のインセンティブが働かない状況であった。 										
課題 ⑤											
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の簡易水道の供給単価は、全国平均の2倍近くの水準にあるため、「安全・安心」のための設備投資を行っていかなければならない環境の下でも、今以上の簡易水道料金の値上げは、公共料金という観点から困難である。したがって、事業経営にあたっては、①出来る限りの投資効率を考えた設備投資と②必要最小限の人員配置によって凌いでいくほかはなく、それでも足らざるものは一般会計からの繰出しに依存するしかない。 										

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (①法適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

※平成23年度4月1日から久谷地区にかかる簡易水道を上水道事業会計へソフト統合

※平成17年1月1日の市町合併から経営

※平成20年度から特別会計を引継 (単位:百万円, %)

区 分		年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)					
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)			
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			23	91	90	96	93	195	204	198	199	196	197	80	195
	(1) 料 金 収 入			22	87	86	92	90		193	196	192	195	190	79	188
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)															
	(3) そ の 他			1	4	4	4	3	2	8	2	7	1	7	1	7
	2. 営 業 外 収 益			27	173	156	211	250	268	283	206	288	218	293	197	300
	(1) 補 助 金			27	173	156	211	250	267	283	205	288	218	293	197	300
	他 会 計 補 助 金			27	139	156	211	250	267	283	205	288	218	293	197	300
	そ の 他 補 助 金				34											
	(2) そ の 他								1	0	1	0				
	収 入 計 (C)			50	264	246	307	343	463	484	404	487	414	490	277	495
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用			49	255	232	274	312	414	457	385	458	391	474	263	478
	(1) 職 員 給 与 費			6	44	43	48	47	60	63	59	63	58	63	34	63
	基 本 給			4	22	22	25	24	31	40	31	40	30	40	16	40
	退 職 手 当								2	0	2	0	2	0	2	0
	そ の 他			2	22	21	23	23	27	23	26	23	26	23	16	23
	(2) 経 費			26	141	117	112	151	190	283	164	268	171	268	111	269
	動 力 費			2	13	12	13	14	22	14	21	14	21	14	12	14
	修 繕 費			2	19	23	15	21	33	21	41	23	37	23		23
	材 料 費			1	9	5	6	11	6	12	1	12	1	12	1	12
	そ の 他			21	100	77	78	105	129	236	101	219	112	219	75	220
(3) 減 価 償 却 費			17	70	72		114	164	111	162	127	162	143	118	146	
2. 営 業 外 費 用			2	13	12	22	24	24	26	22	29	25	28	15	29	
(1) 支 払 利 息			2	8	9	19	24	19	26	19	29	21	28	11	29	
(2) そ の 他				5	3	3	0	5	0	3	0	4	0	4	0	
支 出 計 (D)			51	268	244	296	336	438	483	407	487	416	502	278	507	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			▲ 1	▲ 4	2	11	7	25	4	▲ 3	0	▲ 2	▲ 12	▲ 1	▲ 12	
特 別 利 益 (F)																
特 別 損 失 (G)																
特 別 損 益 (F)-(G) (H)																
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			▲ 1	▲ 4	2	11	7	25	4	▲ 3	0	▲ 2	▲ 12	▲ 1	▲ 12	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			▲ 1	▲ 5	▲ 3	7	4	32	5	27	5	25	▲ 7	24	▲ 19	
流 動 資 産 (J)			266	419	453	411	392	544	375	504	376	550	476	451	558	
うち 未 収 金			91	278	249	264	306	361	310	341	313	291	317	232	322	
流 動 負 債 (K)			99	170	215	54	121	66	123	86	123	35	142	31	159	
うち 一 時 借 入 金																
うち 未 払 金			99	170	215	54	121	64	123	86	123	34	142	28	159	
不 良 債 務 (L)																
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)					4.3	5.5	3.3					0	3.6	0	9.7	
不 良 債 務 比 率 ($\frac{(L)}{(A)-(B)} \times 100$)																
地方財政法施行令第19条第1項により算定した 資金の不足額 (M)																
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (N)																
資 金 不 足 比 率 ((M)/(N)×100)																

20年度に特別会計から引き継いだ資産の減価償却費については、計画額に含んでいない。

20年度に特別会計から引き継いだ資産及び負債については、計画額に含んでいない。

※平成17年1月1日の市町合併から経営

※平成20年度から特別会計を引継 (単位:百万円,%)

区 分		年 度										
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)	
資本的収入	1. 企業債			43	40	101	13 30	16 70	105 50	30 10	0 10	
	2. 他会計出資金			47	49	107	20 36	46 75	149 56	37 7	7 10	
	3. 他会計補助金							0 61	0 62	0 61	0 61	
	4. 他会計負担金											
	5. 他会計借入金											
	6. 国(都道府県)補助金			42	172	97	36	63	36 0	22 0	12 0	
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工事負担金								2 0	3 0		
	9. その他				1	1	4 1	6 1	5 1	2 1	0 1	
	計 (A)			132	262	306	73 103	131 270	297 169	94 79	19 82	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)			45	46		15 0	60 0			11 0	
	純計 (A)-(B) (C)			87	216	306	58 103	71 270	297 169	94 79	8 82	
	資本的支出	1. 建設改良費			87	232	399	61 170	150 403	537 294	160 107	64 117
うち職員給与費							6 10	7 10	8 10	7 10	6 10	
2. 企業債償還金				5	10	12	19	11 13	12 15	14 16	14 22	
3. 他会計長期借入返還金								14 1	0 1	0 1	0 1	
4. 他会計への支出金												
5. その他												
計 (D)			92	242	411	80 189	175 417	549 310	174 124	78 140		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			5	26	105	22 86	104 147	252 141	80 45	70 58		
補てん財源	1. 損益勘定留保資金			4	24	57	21 84	74 145	168 139	56 43	68 56	
	2. 利益剰余金処分量								1			
	3. 繰越工事資金					46		15 0	60 0			
	4. その他			1	2	2	1 2	15 2	23 2	24 2	2	
計 (F)			5	26	105	22 86	104 147	252 141	80 45	70 58		
補てん財源不足額 (E)-(F)												
積立金現在高												
企業債現在高				331	362	451	833 850	858 989	951 1,024	967 1,018	548 1,006	
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの				331	362	451	833 850	858 989	951 1,024	967 1,018	548 1,006	
うちその他に係るもの												

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分		年 度										
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)	
収益的収支分	うち基準内繰入金			27	139	156	211 250	267 283	205 288	219 293	197 300	
	うち基準外繰入金			1	4	4	9 12	9 13	10 14	11 14	6 15	
	うち料金収入に計上すべき繰入等			26	135	152	202 238	258 270	195 274	208 279	191 285	
	うち赤字補てん的なもの			26	135	152	202 238	258 270	195 274	208 279	191 285	
資本的収支分	うち基準内繰入金			47	49	107	20 36	46 136	149 117	40 68	8 71	
	うち基準外繰入金			2	5	6	6	5 7	6 8	7 9	7 12	
	うち基準外繰入金			45	44	101	14 30	41 129	143 109	33 59	1 59	
	うち赤字補てん的なもの							0 59	0 59	0 59	0 59	

(3) 経営指標等

※平成20年度から特別会計を引継 (単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率※	(%)			57.9	42.6	47.8	47.9 39.3	69.9 51.9	79.3 53.2	75.4 52.6	55.5 51.4
総収支比率(法適用)	(%)			98.0	98.5	100.8	103.7 102.1	105.7 100.2	99.3 100.0	99.5 97.6	99.6 97.6
経常収支比率(法適用)	(%)			98.0	98.5	100.8	103.7 102.1	105.7 100.2	99.3 100.0	99.6 97.6	99.6 97.6
営業収支比率(法適用)	(%)			46.9	35.7	38.8	35.0 29.8	47.1 44.0	51.4 43.4	52.1 41.6	30.4 40.8
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)			4.3	5.5	3.3				0 3.6	0 9.7
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)		54.0	52.7	63.4	68.7 72.9	57.7 58.5	50.7 59.1	52.9 59.8	71.1 60.6
	うち基準内繰入金	(%)		2.0	1.5	1.6	2.9 3.5	1.9 2.7	2.5 2.9	2.6 2.9	2.2 3.0
	うち基準外繰入金	(%)		52.0	51.2	61.8	65.8 69.4	55.8	48.2 56.2	50.3 56.9	68.9 57.6
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てんのなもの	(%)									
	資本的収入分	(%)		54.0	22.7	35.0	34.5 35.0	64.8 50.4	50.2 69.2	42.2 86.1	100.0 86.6
	うち基準内繰入金	(%)		2.3	2.3	2.0	10.3 5.8	7.0 2.6	2.0 4.7	7.3 11.4	87.5 14.6
	うち基準外繰入金	(%)		51.7	20.4	33.0	24.2 29.2	57.8 47.8	48.2 64.5	34.9 74.7	12.5 72.0
うち赤字補てんのなもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

- ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

- ・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

- ・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

※平成23年度4月1日から久谷地区にかかる簡易水道を上水道事業会計へソフト統合

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）																																																																																	
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>・料金収入のほとんどは中島地区が占めているが、中島地区の簡易水道料金は、既に高料金であり、これ以上の値上げは困難であることから、現行料金をベースとして算定した。</p>																																																																																	
2 他会計繰入金の見込み	<p>・収益的収入分 (基準内)企業債利息の1/2 (基準外)高料金対策に準じたもの、離島のために特に必要となる経費、臨時的な経費、その他 ・資本的収入分 (基準内)企業債元金の1/2 (基準外)辺地・過疎対策事業出資金</p>																																																																																	
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>※平成19年度予算作成時の計画で、すべて自己財源で賅っているものは除く。</p> <p>大規模投資事業の事業費及び財源内訳 単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="802 691 2277 1061"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西中島地区簡易水道再編推進</td> <td>87</td> <td>331</td> <td>214</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東中島地区簡易水道再編推進</td> <td></td> <td></td> <td>36</td> <td>52</td> <td>146</td> <td>76</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>津和地地区簡易水道窒素除去装置の設置</td> <td></td> <td>47</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>87</td> <td>378</td> <td>250</td> <td>52</td> <td>146</td> <td>76</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫補助</td> <td>38</td> <td>163</td> <td>96</td> <td>20</td> <td>36</td> <td>16</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>県補助</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般会計出資</td> <td>21</td> <td>83</td> <td>58</td> <td>13</td> <td>30</td> <td>16</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>企業債</td> <td>21</td> <td>83</td> <td>58</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>自己財源</td> <td>3</td> <td>40</td> <td>37</td> <td>6</td> <td>67</td> <td>28</td> <td>108</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↑ 西中再編については、18年度へ一部繰越したが、 区分年度は17年度で整理している</p>	事業名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	西中島地区簡易水道再編推進	87	331	214					東中島地区簡易水道再編推進			36	52	146	76	311	津和地地区簡易水道窒素除去装置の設置		47						計	87	378	250	52	146	76	311	財源内訳	国庫補助	38	163	96	20	36	16	63	県補助	4	9	1					一般会計出資	21	83	58	13	30	16	70	企業債	21	83	58	13	13	16	70	自己財源	3	40	37	6	67	28	108
事業名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																																																											
西中島地区簡易水道再編推進	87	331	214																																																																															
東中島地区簡易水道再編推進			36	52	146	76	311																																																																											
津和地地区簡易水道窒素除去装置の設置		47																																																																																
計	87	378	250	52	146	76	311																																																																											
財源内訳	国庫補助	38	163	96	20	36	16	63																																																																										
	県補助	4	9	1																																																																														
	一般会計出資	21	83	58	13	30	16	70																																																																										
	企業債	21	83	58	13	13	16	70																																																																										
自己財源	3	40	37	6	67	28	108																																																																											
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>・物件費は特別なものを除き、直近の物価指数を参考に平成20年度以降「+1.0%」加算した。</p>																																																																																	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>・職員数（H16年度）4人 → （H23年度）6人…2人(50.0%)の純増 (理由)中島地区簡易水道の施設整備 1人増(平成17年度) 中野地区簡易水道の新設 1人増(平成19年度)</p> <p>【平成21年度・会計統合による内容の変更】</p> <p>・職員数（H18年度）10人 → （H23年度）8人…2人(20.0%)の純減 (理由)中野地区簡易水道の法適化 1人減(平成19年度) (理由)久谷地区簡易水道の法適化 2人減(平成20年度)…職員数 7人</p> <p>◇松山市公営企業局集中改革プラン(上水道事業・簡易水道事業・工業用水道事業を対象)の目標数を21年度までに達成し、23年度まで後退しない。</p>
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>課題③ ・給料表及び昇給制度の見直し(H18年4月)…10級制から8級制に統合、昇給延伸措置、査定昇給制度の導入 ・勤勉手当の成績率導入(H18年4月) ・特殊勤務手当の見直し(H19年4月)…6種類の手当を5種類にし、支給要件等について総点検を行い改正した。</p> <p>} 国の給与構造の見直しに準拠している。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>該当者なし</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>課題③ ・退職時(定年・勲奨)特別昇給の廃止(H17年3月) ・退職手当制度の改正(H18年4月)</p> <p>} 国の給与構造の見直しに準拠している。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>課題③ ・愛媛県市町村互助会、松山市職員共済会に対する負担金の改正(H19年4月)…事業主負担は、法定どおり適正に行われている。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	<p>・「松山市公営企業局集中改革プラン」…H18年3月 計画公表（記者発表・広報紙掲載・ホームページ公表）</p> <p>・「新行政改革大綱第三次実施計画」…H19年3月 計画公表（記者発表・ホームページ公表）</p> <p>・事務事業評価（ホームページ公表）</p>
5 その他	<p>課題①及び② 「西中島地区簡易水道再編推進事業」（合併前からの引継ぎ） 「東中島地区簡易水道再編推進事業」 「津和地地区簡易水道窒素除去装置の設置」</p> <p>・事業の目的は、「簡易水道の統合」「窒素対策」 ・合併後、中島地区における設備投資は5か年で総額13億円余りであると見込んでおり、年平均3億円弱の投資規模になるが、これは年間料金収入の3倍強となる。 ・装置産業である簡易水道事業にとって、過剰投資はなんとしても避けなければならないため、旧中島町において立案した投資計画を根本的に見直し、「安全・安心」を確保しながらも、出来る限り簡素な施設計画に見直すことによって、建設コストの縮減を図った。</p> <p>※東中島地区簡易水道再編推進事業の計画見直しによる建設コスト縮減の主な内容 （既存計画）「新設の浄水場」・「新設の二つの配水池」 （見直後）「既設の浄水場の改良」・「既設の配水池の改良及び不足分の増設」</p> <p>課題④ ・平成18年度に基準外繰出しのルール（収益的支出の基準内繰出しを除く経費の一定部分に限り、一般会計から繰出しするというルール）を策定し平成19年度から適用しており、平成18年度までの収益的収支及び資本的収支の不足額の全額という無定見な繰出方法を改めた。</p> <p>その他 ・北条地区の簡易水道については、抜本的な水資源開発の目途が立った時点で、順次上水道へ統合していくものとする。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がある後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

※平成23年度4月1日から久谷地区にかかる簡易水道を上水道事業会計へソフト統合

※平成20年度から特別会計を引継(以降、特別会計分を合算している。) (単位: 百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)	計画合計	
【収入の確保】														
	料金改定率													
	改善額(料金の適正化)※1						0						0	
	未収金の徴収対策													
	改善額						0						0	
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)						0						0	
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)						0						0	
	その他()													
	改善額						0						0	
【経費の削減】														
※ 16年度(4~12月) 旧中島町含む	職員給与費の適正化						特別会計 職員給与費 41						特別会計 職員給与費 23 24	
	職員給与費(退職手当以外)			28	44	43		54 57	65 73	65 73	63 73	38 73		
	改善額				▲16	1	▲15	▲11 ▲14	37 28	19 11	21 11	46 11	112 47	
	給与水準													
	改善額						0						0	
	その他()													
	改善額						0						0	
	職員給与費(退職手当)						特別会計 職員数 5							特別会計 職員数 3
	職員数(人)			4	5	5		6	7 8	7 8	7 8	4 8		
	増減数(人)				1	0	1	1	▲4 ▲3	0	0	▲3 0	▲6 ▲2	
維持管理費等														
改善額(適正化)							0							
4	工事コスト※2													
改善額(縮減額)			6	▲17	253	242	198 104	174 ▲61	▲190 97	▲131 0			51 130	
その他()														
改善額							0						0	
	累積欠損金比率			4.3	5.5	3.3						0 3.6	0 9.7	
	増減													
	企業債現在高			331	362	451		833 850	858 989	951 1,024	967 1,018	548 1,006		
	増減				31	89		382 399	25 139	93 35	16 ▲6	▲419 ▲12		
	計画前5年間改善額 合計						227					改善額 合計	163 177	

【平成20年4月1日から会計統合】
平成19年度以前の計画及び実績は、企業会計のみ。
平成20年度以降の計画及び実績は、企業会計と特別会計の合算である。
会計統合前の特別会計の改善額等については、適切な計画合計を算出するため、合併初年度である平成20年度に反映している。

会計統合による19百万円の改善額と特別会計の削減により
会計統合前改善額(特別会計分)の18百万円を反映している。

企業会計の▲11百万円の改善額のみ。
特別会計の18百万円の改善額は含まず。

18年度特別会計職員給与費41百万円
18年度企業会計職員給与費43百万円
の計84百万円からの改善額。

会計統合による1名増加と
特別会計の削減による5名減少を反映している。

企業会計の1名増加のみ。
特別会計の2名減少は含まず。

上水道事業会計へのソフト統合による影響含む

上水道事業会計へのソフト統合により3名減少

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。
※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。
注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 5

② 経営状況

※平成20年度から特別会計を引継

上水道事業会計へのソフト統合による影響含む

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)
給水人口 (千人)			5	5	5	5	14 16	13 16	13 16	4 16
年間総有収水量 (千m ³)			74	296	290	318 302	1,303 1,382	1,346 1,379	1,334 1,377	234 1,375
公称施設能力 (m ³ /日)			2,016	2,016	2,016	2,503	6,709 6,874	6,679 6,874	6,679 6,874	1,881 6,874
1日最大配水量 (m ³ /日)			1,247	1,818	1,834	1,796 1,874	6,113 5,406	5,251 5,351	5,601 5,302	1,412 5,249
最大稼働率 (%)			61.9	90.2	91.0	71.8 74.9	87.0 78.6	78.6 77.8	83.9 77.1	75.1 76.4
供給単価 (円/m ³)			298.0	295.4	297.2	291.0 298.0	148.1 139.7	145.6 139.2	145.9 138.0	331.7 136.7
給水原価 (円/m ³)			693.5	906.3	841.4	933.1 1112.6	316.9 349.5	302.4 353.2	302.1 364.6	1,165.4 368.7

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成21年度までに簡易水道の統合計画を策定予定